別表第４の１（第６条関係）　費用算定方式

［削る］

別表第４の１（第６条関係）　費用算定方式

第１表

費用区分	算定方式
減価償却費	（((投資額―最低残存価額）÷法定耐用年数）×法定耐用年数＋除去損）÷経済的耐用年数 土地は減価償却しない。除去損＝最低残存価額とする。
通信設備使用料	伊豆大島と本土中継交換機間及び犬石と中継交換局間の伝送路に係るもの 伝送路数×専用線料金単価 信号用中継交換機に係るもの 信号用中継交換機伝送路数×信号用中継交換機専用線料金単価
固定資産税	定率法正味固定資産価額×固定資産税率 定率法正味固定資産価額は、別表第２の１第１表に定める算出式により算定する。
施設保全費	加入者交換機に係るもの 投資額×投資額×施設保全費対投資額比率（二次係数）＋投資額×施設保全費対投資額比率（一次係数）＋加入者数×１加入者当たりの施設保全費＋都道府県別施設保全費 加入系線路に係るもの 設備延長㎞×１㎞当たりの施設保全費＋加入者数×１加入者当たり施設保全費 中継系架空光ファイバ、中継系地下光ファイバ、海底光ケーブル、管路、自治体管路及び電線共同溝に係るもの 設備延長㎞×１㎞当たりの施設保全費 中口径管路、とう道及び共同溝に係るもの 設備亘長㎞×１㎞当たりの施設保全費 監視設備（加入者交換機）に係るもの 投資額×投資額×施設保全費対投資額比率（二次係数）＋投資額×施設保全費対投資額比率（一次係数） その他のもの 投資額×施設保全費対投資額比率
道路占用料	電柱に係るもの 電柱本数×電柱１本当たり道路占用料 管路等（管路、中口径管路、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックス）に係るもの 管路等延長㎞×管路等１㎞当たり道路占用料 き線点遠隔収容装置に係るもの き線点遠隔収容装置台数×き線点遠隔収容装置１台当たり道路占用料